

令和 5 年度

第 11 回 第二農地部会定例会議事録

令和 6 年 2 月 29 日（木）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和5年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年2月29日(木) 午後3時10分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区)	和栗 正男				
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	佐藤 清	小林 秀喜			
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥	高橋 浩一			

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員… (安塚区)松苗 秀幸
(柿崎区)平野 吉徳

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦
牧区駐在室	室長	小林 精子
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久
	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	班長	橋立 理

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18 番 田鹿 敏行 19 番 中嶋 琢郎

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 5 号 上越市農用地利用集積等促進等促進計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進等促進計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時10分 それでは、これより令和5年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 18番 田鹿 敏行 委員、19番 中嶋 琢郎 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 21番 大島 伸一 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいいたします。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。 番号2101番は、譲渡人の財産処分のため、当該地近隣の譲受人に相談したところ合意に至ったことから、所有権移転するものです。 申請農地は、引き続き畑として利用予定です。 受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>高波委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。 番号2108番から番号2110番までの3件です。 いずれも契約期間満了に伴う再設定で、番号2108番と番号2109番は6年、番号2110番は10年です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、3頁、番号2101番は高波委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、高波委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(高波委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、高波委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」高波委員に関連する貸借権設定1件を説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。</p> <p>番号2101番は、耕作者の労力不足等に伴い、農地中間管理機構を通じて法人へ貸し付けるものです。</p> <p>具体的な対象農用地等リストは、4頁のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、高波委員関連の番号2101番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

	<p>(高波委員復席)</p>
議 長	<p>≪浦川原区駐在室の議案≫ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。 番号2501番、2502番の2件、新規設定、期間10年です。2件とも渡人の労力不足により、地域の担い手に貸付けるものです。 本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪大島区駐在室の議案≫ 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、3頁番号2916番は、滝沢委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、滝沢委員は一時退席をお願ひいたします。</p> <p>(滝沢委員退席)</p>

議 長	<p>それでは、滝沢委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2916 番は、契約期間満了に伴う再設定で契約期間は 6 年です。</p> <p>なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、滝沢委員関連の番号 2916 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(滝沢委員復席)</p>
議 長	<p>続きまして、滝沢委員関連以外の案件について事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員関連を除く 12 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 2905 番から 3 頁、2917 番をご覧ください。</p> <p>番号 2905 番から 2915 番の 11 件は契約期間満了に伴う再設定であり、2917 番は渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。</p> <p>これら 12 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>></p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号3301番をご覧ください。</p> <p>番号3301番は、譲受人が経営する給油所が、近年、近隣同業者の廃業及び撤退による需要拡大を受け、既存の来客用待合所兼事務所が手狭になったことから、来客用駐車場兼事務所用地を探しており、この度、譲渡人と売買による所有権移転に合意したため、宅地を含む申請農地を取得し、宅地に事務所、宅地の一部と申請農地を駐車場として利用するものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、双方合意のうえ、既に事務所が建設され、営業していますが、申請農地を駐車場として利用するにあたり、申請農地に対し必要な手続きを行っていませんでした。</p> <p>このため、本申請に合わせ、今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は南側国道側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号3308番及び5頁、番号3312番は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、長瀬委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(長瀬委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、長瀬委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員に関連する貸借権設定2件を説明いたします。</p> <p>4頁、番号3308番及び5頁、番号3312番をご覧ください。</p> <p>番号3308番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定、番号3312番は、新たに相對契約により貸借権を設定するものです。</p> <p>なお、ともに終期は長瀬委員の意向により中山間地域直接支払交付金の6期対策に合わせるものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号3308番及び3312番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(長瀬委員復席)</p>

議 長	<p>続きまして、長瀬委員関連以外の案件について事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員関連を除く貸借権設定 11 件について、ご説明いたします。</p> <p>4 頁、番号 3307 番から 6 頁、番号 3319 番をご覧ください。</p> <p>番号 3307 番、番号 3316 番及び 3317 番は、円滑化団体を介した貸借権の契約期間満了に伴い、新たに相對契約により貸借権を設定するもので、契約期間は、番号 3307 番は 6 年、番号 3316 番及び 3317 番は 10 年です。</p> <p>番号 3309 番から番号 3311 番及び 3315 番は、新たに貸借権を設定するもので、終期は、各法人の意向により他の契約と合わせるものです。</p> <p>番号 3313 番、番号 3314 番及び 3318 番は、いずれも相對契約による貸借権の契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は 3 年です。</p> <p>番号 3319 番は、円滑化団体を介した貸借権の契約期間満了に伴い、新たな地域の担い手と相對契約により貸借権を設定するもので、契約期間は 3 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 2 件を説明いたします。</p> <p>7 頁、番号 3302 番及び 3303 番をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構を通じ貸借権を設定した現耕作者が労力不足となったため、それぞれ地域の担い手へ貸借権を移転するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>具体的な対象農地は、8頁の対象農用地等リストのとおりであり、契約期間は、現在の契約期間を引き継ぐものです。</p> <p>本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁をご覧ください。</p> <p>番号3701番は、保全管理されていた農地を借受け、畑として耕作するものです。番号3702番、3703番は受人が同一人となります。昨年4月に水野集落に移住して、農家の指導を受けながら農作業に従事しています。今般、独立し、自身で継続的に耕作するものです。譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 3頁、番号3701番をご覧ください。</p> <p>柿崎区馬正面地内の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。譲受人は、市内のアパートに居住していますが、子育てなど将来の事を考え、妻の実家に近接する申請農地に一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、住宅等に囲まれた広がりのない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は第2種農地に該当するものと判断いたしました。</p> <p>土地利用計画は、一般個人住宅1棟、建築面積52.17㎡、カーポート1棟、建築面積21.11㎡で建蔽率は21.24%です。</p> <p>工期は、令和6年5月1日から令和7年3月31日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は自然浸透することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定26件のうち、新規案件のみ説明いたします。</p> <p>6頁、番号3724番から11頁、3749番をご覧ください。</p> <p>9頁、3739番、10頁、3745番から11頁、3749番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、相対の契約に切替えるものです。番号3742番、3744番は労力不足により、自作地を地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>これら26件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。12 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3701 番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、農地中間管理機構を通じての貸借に切替えるものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。1 頁、番号 4603 番と 4604 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>いずれも、合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
議 長	報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>2頁、番号4601番をご覧ください。</p> <p>大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」に個人用住宅を建築するため転用するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p>
議 長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>3頁、番号4601をご覧ください。譲渡人は、県外への転出により、耕作することが困難となり、隣接する宅地も売却するものです。譲受人は上越市への転入後、家庭菜園として利用する予定です。</p> <p>なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
細谷委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明します。</p> <p>4 頁、番号 4611 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 40 件について、事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定 40 件を説明します。</p> <p>5 頁、番号 4612 番から 10 頁、4635 番の 24 件は、現耕作者の規模縮小等に伴う新規設定で、契約期間は 10 年です。4636 番から 13 頁、4651 番の 16 件は契約期間満了に伴う再設定で契約期間は 3 年から 10 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続きますして、貸借権移転 16 件について、事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転 16 件を説明します。</p> <p>14 頁、番号 4646 番から 17 頁、4661 番の 16 件は、経営移譲のため後継者へ利用権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」使用貸借 1 件を説明いたします。18 頁、番号 4601 番をご覧ください。</p> <p>これは、人農地プランに登録された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を無償で借り受けるものです。</p> <p>具体的な対象農地は、19 頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5301番から、3頁、番号5311番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>4頁、番号5302番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産処分のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>

橋本委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><u><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></u></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>5頁、番号5301番をご覧ください。</p> <p>頸城区島田地内の農地を「車両置き場」として利用するものです。</p> <p>6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は中古車の整備販売業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、既存の敷地で手狭になったことから、申請農地を取得し、車両置き場を整備するのです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、汚水は発生せず、雨水排水は地下浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 32 件を説明いたします。8 頁、番号 5338 番から 14 頁、番号 5369 番をご覧ください。</p> <p>新規設定のうち、番号 5339 番から番号 5349 番は、先の報告第 1 号の関連案件です。農事組合法人大空生産組合が高齢化による労力不足のため解散することとなり、新開発事業株式会社が新たな担い手として、従前の耕作地を引き継ぐ形で利用権を設定する運びとなりました。</p> <p>新開発事業株式会社は、地元である頸城区天ヶ崎地内で主に土木・建設業を営んでおり、農業の経験はありませんが、旧農事組合法人大空生産組合からのハード・ソフト両面からサポートを受け、また、先に解散した株式会社みのりの元従業員 2 名を新たに雇い、農業に臨みます。</p> <p>なお、これら 32 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区 駐在室</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。</p> <p>15 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5302 番は、一括方式による貸借権設定です。</p>

<p>議 長</p>	<p>具体的な対象農地は、16 頁の対象農用地リストのとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。以上です</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 5 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 32 件を説明いたします。</p> <p>17 頁、番号 5303 番から 23 頁、番号 5334 番をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。</p> <p>具体的な対象農地は、24 頁から 29 頁の対象農用地等リストのとおりです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>》</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。</p> <p>1頁、番号6201番から2頁、番号6209番までの9件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定1件、中間管理機構へ貸付8件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定13件について、説明いたします。</p> <p>3頁、番号6224番から5頁、番号6236番をご覧ください。</p> <p>3頁、番号6224番から4頁、番号6227番の4件は新規設定です。いずれも、賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。</p> <p>4頁、番号6228番から5頁、番号6236番は、契約期間満了に伴う再設定です。なお、これら13件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続きまして、貸借権移転3件について、事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転3件について、説明いたします。</p> <p>6頁、番号6237番から番号6239番をご覧ください。</p> <p>これら3件は、現耕作者の規模縮小に伴い、近隣で耕作する担い手に、利用権を移転するものです。</p> <p>これら3件は、いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>番号6202番は、円滑化団体を通じた契約が期間満了となったことから、新たに、農地中間管理機構を通して利用権設定を行うものです。</p> <p>具体的な対象農地は、8頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><<u>議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について</u>></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案の意見について」貸借権移転 8 件を説明いたします。9 頁、番号 6201 番から 10 頁、6208 番をご覧ください。</p> <p>9 頁、番号 6201 番は、現耕作者の規模縮小に伴い、近隣で耕作する担い手へ貸借権を移転するものです。</p> <p>9 頁、番号 6202 番から 10 頁、番号 6208 番は、圃場整備の換地計画に基づき、貸借権を移転するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8601 番から 8609 番までの 9 件です。</p>

<p>議 長</p>	<p>労力不足などを理由に、他者へ売却や貸付を行うため、現在の賃貸借契約を解約するものです。なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 3頁、番号8601番をご覧ください。</p> <p>譲渡人は、現在県外に居住しており、耕作が困難であることから隣接している宅地と合わせて譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号8620番は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十</p>

	<p>嵐委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p> <p>議 長 それでは、五十嵐委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区 駐在室 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員に関連する 所有権移転1件を説明いたします。</p> <p>4頁、番号8620番をご覧ください。</p> <p>この案件は、労力不足を理由に譲受人に所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判 断しました。以上です。</p> <p>議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議 長 特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号8620番を原案どおり決 定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p> <p>議 長 続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区 駐在室 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員関連を除く 所有権移転2件を説明いたします。議案書は4頁、番号8621番及び番号8622番を ご覧ください。</p> <p>これらの案件は、労力不足を理由に譲受人に所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと 判断しました。以上です。</p> <p>議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。</p>
--	---

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>続きまして、貸借権設定 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 2 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」 貸借権設定 22 件を説明いたします。議案書は 4 頁から 9 頁までをご覧ください。</p> <p>6 頁番号 8613 番は、所属する法人に貸借権を設定するものです。</p> <p>6 頁番号 8616 番及び 7 頁番号 8618 番は、労力不足を理由に新たな耕作者に貸借権を設定するものです。</p> <p>それ以外はすべて再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について></u></p>
議 長	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。10 頁をご覧ください。</p> <p>10 頁番号 8602 番は、労力不足を理由に農地中間管理機構を介して新たな耕作者に貸借権を設定するものです。</p> <p>その他は、これまで農協を介した円滑化事業により利用権を設定していた農地について、契約期間満了に伴い農地中間管理機構を介して再契約するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
	<p>【7. その他】</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p>
	<p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
	<p>【9. 閉会】</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>以上をもちまして、令和5年度第11回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後4時21分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>